

2022年度賃金確定市労組連要求に対する回答（給与課本給部分）

要 求	回 答
6. 給料表の改善を行うこと (1) 大阪市に働くすべての労働者の基本賃金を月額 25,000 円以上引き上げること。 (2) 号給を追加し、昇給間差額 1,500 円を保障すること。また、2021 年 9 月 29 日の大阪市人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」の「課長級以下の職務の級では、最高号給に達した職員が一定数存在し、かつ増加している。(中略) それらの職員の執務意欲の維持・向上につながるような方策を継続的に検討していただきたい。」を踏まえた改善を図ること。 (4) 保育士の給料表の水準を引上げること。引上げにあたり職務の専門性及び他都市の水準を考慮し、人が逃げる状況を改善し人材の確保ができる水準とすること。 (5) 月例給だけで見れば生活保護基準を下回る状況に置かれている技能労務職の給与水準を、他都市との均衡がとれる水準まで引き上げること。	令和4年11月8日に「令和4年度給与改定等について」として提案したとおりである。 また、本市人事委員会の意見を踏まえ、別紙のとおり、号給の増設を行うこととする。 令和5年4月以降の再任用の職員に係る給料表については、別紙のとおり改定することとする。

再任用の職員に係る給料月額の改定について(令和5年4月実施分)

1 改定内容

◆ 行政職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
現 行	168,300	224,300	235,600	252,700	294,700
改定後	168,300	224,300	245,200	265,600	294,700
改定額	0	0	9,600	12,900	0

【参考】

《3級 短時間勤務職員(週30時間)の場合》

現行月額 182,400 円

改定後月額 189,800 円

《4級 短時間勤務職員(週30時間)の場合》

現行月額 195,600 円

改定後月額 205,600 円

2 実施時期

令和5年4月1日から

再任用の職員に係る給料月額の改定について(令和5年4月実施分)

1 改定内容

◆ 技能労務職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級
現 行	207,500	226,400	246,100
改定後	207,500	237,900	252,400
改定額	0	11,500	6,300

【参考】

《2級 短時間勤務職員(週30時間)の場合》

現行月額 175,300 円

改定後月額 184,200 円

《3級 短時間勤務職員(週30時間)の場合》

現行月額 190,500 円

改定後月額 195,400 円

2 実施時期

令和5年4月1日から

再任用の職員に係る給料月額の改定について(令和5年4月実施分)

1 改定内容

◆ 研究職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
現 行	260,900	278,900
改定後	260,900	278,900
改定額	0	0

◆ 医療職給料表(1)

(単位:円)

職務の級	1級	2級
現 行	313,200	353,100
改定後	313,200	353,100
改定額	0	0

◆ 医療職給料表(2)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
現 行	227,100	248,500	254,500	328,300
改定後	227,100	248,500	272,900	328,300
改定額	0	0	18,400	0

◆ 医療職給料表(3)

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
現 行	190,900	265,800	266,100	271,000	299,800
改定後	190,900	265,800	266,100	271,000	299,800
改定額	0	0	0	0	0

◆ 保育士給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級	3級	4級
現 行	224,800	235,900	264,100	290,900
改定後	224,800	235,900	264,100	290,900
改定額	0	0	0	0

2 実施時期

令和5年4月1日から